

もっと！

『いけだのPTA』 ～円滑な運営のための基礎知識～

昨今、PTAのあり方について問われる場面が多くなっています。新入生の保護者などに対し、活動の目的を説明し、理解を得るのは、会長をはじめとする各学校園単位PTA役員の方々の役目ですが、日々忙しくされている保護者や教職員が、PTAについて一から紐解くことは難しいと考え、社会教育の立場から、まずは知っていただきたい基礎的な情報をまとめました。池田市におけるPTAの手引としては、池田市立学校園PTA協議会発行の『いけだのPTA』がありますが、その内容の下敷きとなる法令や情報となります。今後のより良いPTA活動のための一助となれば幸いです。

(1) PTAとは

PTAとは、会の趣旨に賛同する保護者（Parent）と教職員（Teacher）によって構成される団体（Association）の略であり、公（官）の団体ではなく任意のボランティア団体です。保護者と教師が共に学び（＝成人教育）、自発的に活動することで、子どもの教育・生活環境の向上を図ることを目的とする団体ですので、活動に当たっては保護者と教師との協力が円滑に行われることが重要です。また、子どもは会員ではなく、支援対象となります。

(2) PTAと学校の関係

PTAは、構成員の学習・向上を主とする団体で、社会教育法で定められている**社会教育関係団体※**の一つとされており、**学校とは別の団体です**（法的な位置付けは学校と異なる）。

一方、学校に対しては、学校教育上支障がないと認める限り、学校の施設を**社会教育**のために利用に供するように努めなければならないことが社会教育法第44条で定められています。

学校施設を使う以上、PTA活動はその学校園に通うすべての子どもたちのために行わねばなりません。

※社会教育関係団体…「法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主な目的とするもの」全般を指します（社会教育法第10条）。

(3) 社会教育とは

(1)(2)で、社会教育という言葉が度々出てきましたが、**社会教育とは、「学校教育法に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む)」**を指します（社会教育法第2条）。

社会教育と学校教育とでは、次のような異なる特徴があります。

学校教育	社会教育
<ul style="list-style-type: none">・フォーマルな教育形態・学ぶ場所が決まっている・教育者が決まっている・教育課程が決まっている・学習機会の選択幅が決まっている	<ul style="list-style-type: none">・ノンフォーマルな教育形態・学ぶ場所に決まりはない・学びを提供する主体は様々・人々の関心に即した内容を学ぶ・学習機会の選択は自由

教える者と学ぶ者という視点で考えると、社会教育は学校教育以上に学習者に学習の意思がなければ成立しないという点で、人々の自発性や学習意欲が前提となっています。

PTA 活動は社会教育活動であるため、その活動においては個人の考えや意志を尊重することが特に重要であるといえます。

(4) PTAと教育委員会（行政）との関係

社会教育法第 11 条において、「教育委員会は社会教育関係団体の求めに応じ、専門的技術的指導又は助言を与えることができる」と定められています。また、同法第 12 条において、「国及び地方公共団体は社会教育関係団体に対し、いかなる方法によっても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない」とも定められています。

教育委員会（行政）は、PTA に指導・助言をし得る立場にはありますが、運営の主体にはなり得ず、あくまで第三者という位置づけとなります。

しかしながらその一方で、PTA 活動は憲法上の義務（こども園を除く）に基づいて自身が保護する子どもを学校園に通わせていることに起因するものであり、活動に起因する学校園自体は行政が設置していること、会員に教職員（公務員）を含む（公立学校の場合）ことなど、他の社会教育活動に比べると強い公共的性格を有しています。行政との距離は近く、円滑な活動のためには政治的中立性、非営利性の担保が求められます。

(5) PTA に求められている姿

参考に、PTA について国はどのように考え、期待しているかについて、関係する文を以下に抜粋します。

■中央教育審議会（文部科学省に設置）平成 20 年 2 月 19 日答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について（答申）」より

OPTA は保護者と教員がお互いを高めあい、子どもたちの健全な育成を支援する団体であり、学校行事の支援や登下校時の安全対策等、地域の行事、親子が参加してふれあう活動、保護者に対する子育て教室等様々な活動を各地域の実情に応じて実施しており、子どもの放課後の居場所づくりへの協力や早寝早起き朝ごはん運動の推進等、学校・家庭・地域を結ぶ要として重要な役割を担っている。

○近年、一部の地域では、共働きや勤務形態の多様化等によりPTA活動に参加したくとも参加できない保護者がある一方で様々な価値観からPTA離れが進んでいるとの指摘もあり、活動が停滞しているPTAもあると考えられる。保護者にとって、PTA活動は、地域の社会活動への参加の端緒となるものであることから、学校・家庭・地域の連携・協力を進める上で重要であり、各地域におけるPTAの活動状況等に関する実態の把握及び活動の充実が求められる。

■文部科学省所管「優良PTA文部科学大臣表彰」表彰基準より

(1) 組織・運営

- ア 適切な組織が構成され、効果的な運営が行われていること。
- イ 会員の総意を十分反映して運営が行われていること。
- ウ 保護者と教師との協力が円滑に行われていること。
- エ 予算・経理が適切であること。
- オ 地域の諸機関・団体との連携・協力が図られていること。
- カ 組織運営に関する適切な情報公開及び活動に関する活発な広報が行われていること。

(2) 活動

- ア 地域住民等と協働して行う「地域学校協働活動」(学校支援活動、放課後や休業日等における教育・体験活動、学校外における教育・体験活動、その他地域の住民・団体等と協働して行う諸活動)が活発に行われていること。
- イ 学校教育、家庭教育、社会教育に関する学習活動その他の会員相互の学びに関する諸活動が活発に行われていること。
- ウ 児童・生徒等の生活指導に関する活動が活発に行われていること。

(6) 終わりに

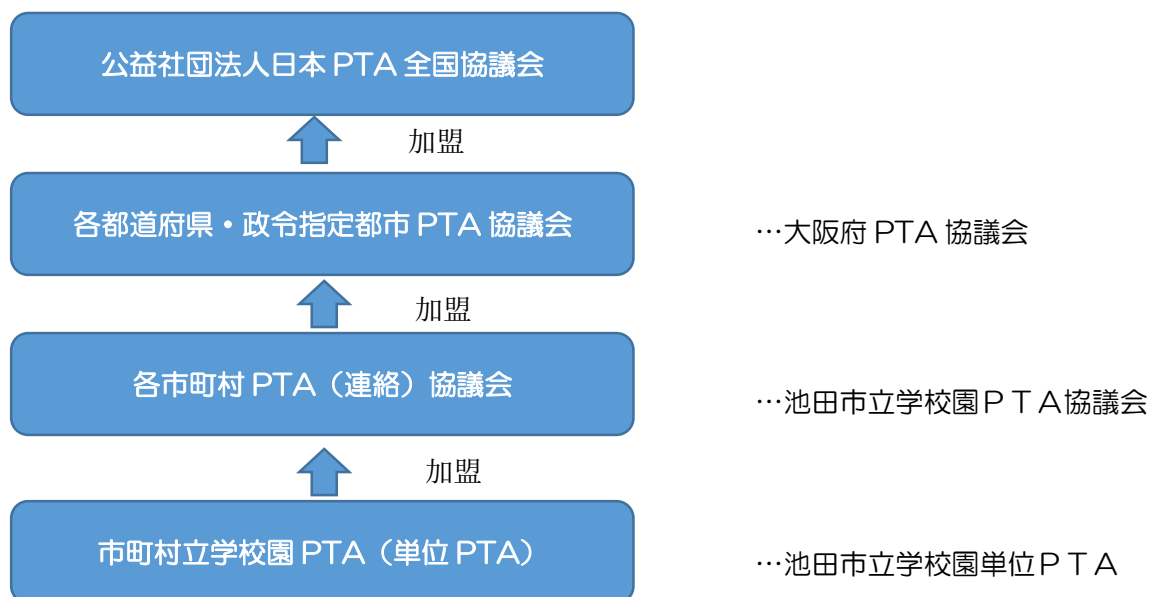
PTAは学校・家庭・地域の連携・協力を進める重要な役割を担う組織として位置付けられ、期待されています。しかし、これまでにない人口減少や少子高齢化、働き方改革など、社会を取り巻く状況が大きく変化する中、PTAだけが旧来のやり方でその重責を全うしていくことには無理があると言わざるを得ません。PTAは、自らのあり方を自らで決定していく、そんな団体です。PTAには戦後民主化を進めるために国の主導のもと普及したという歴史的背景がありますが、その理念に照らしても、強制される活動ではありません。

関係者におかれては今一度、「できるときにできることをする」活動になっているか、「おたがいさま、おかげさまの気持ちをもって」活動できているか、常に気を配ること、また、必要に応じて活動を見直せる柔軟な姿勢と発想を持って参加することが大切です。

【参考】PTAに関する組織

池田市立学校園単位PTAは池田市立学校園PTA協議会に加盟し、池田市立学校園PTA協議会は大阪府PTA協議会に加盟し、大阪府PTA協議会は公益社団法人日本PTA全国協議会に加盟しているという建てつけになっています。

なお、日本PTAが冠する「公益社団法人」とは、公益目的事業を主たる目的とする法人のことであり、内閣府の監督を受けています。



参考資料

【文献】

- ・ 高尾展明 『Let's PTA 研修 基本マニュアル』（株式会社ジアース教育新社,2016）
- ・ 濱田博文 『いますぐ役立つPTA 応援マニュアル』（株式会社ジアース教育新社,2016）
- ・ （一社）全国社会教育委員連合 『社会教育委員のためのQ&A—関係法規から読み解く—』（株式会社美巧社,2021）

【国・自治体の手引き等】

- ・ 文部科学省 『学制百年史』
https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317782.htm
- ・ 大阪府教育庁 『PTA 指導者の手引き』
<https://www.pref.osaka.lg.jp/chikikyoiku/michisirube/index.html>
- ・ 神奈川県教育委員会 『PTA 活動のためのハンドブック』
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/gt2/ptahandbook.html>
- ・ 西宮市教育委員会 『PTA 活動について』
<https://www.nishi.or.jp/kosodate/kyoiku/shakaikyoiku/kanrensoshiki/ptakatudou.html>